

第3回 香川県道路啓開計画策定協議会

平成29年3月23日

- 1. 第2回協議会以降の検討経緯**
- 2. 道路啓開ルート(関係者照会後の調整結果)**
- 3. 道路啓開の実施方法と手続きについて**
- 4. 「香川県道路啓開計画(案)」について**

1. 第2回協議会以降の検討経緯

1. 第2回協議会以降の検討経緯

■道路啓開計画の検討事項

1. 道路啓開の目標
2. 関係機関の役割
3. 道路啓開ルート(拠点の設定、啓開ルートの設定)
4. 道路の被害想定 主な照会項目
5. タイムラインの設定
6. 被災情報の収集と道路啓開状況の情報提供
7. 道路啓開実施方針
8. 道路啓開実施者の割付 別途、関係者と調整

第1回協議会
(9月14日)

第2回協議会
(12月20日)

関係機関と確認・調整
市町照会

協議会構成員へ
道路啓開計画(素案)
の提示

第3回協議会

作成した香川県道路啓開計画(案)を「香川県道路啓開計画策定協議会」で承認を得る

香川県道路啓開計画(初版)の公表

四国道路啓開等協議会へ提示

2. 道路啓開ルート(関係者照会後の調整結果)

2.1. 啓開ルート調整

第2回協議会での意見や、市町・関係機関へ照会を行い収集した意見等を踏まえ、道路啓開ルートについて調整を行った。

<主な変更点>

- 災害拠点病院及び一次(広域)物資拠点支援施設等を第1次拠点到位置付け
⇒ 第1次啓開ルートとして設定
- 津波被害が想定される国道11号の代替え路線の追加
 - ・ 高松長尾大内線(高松市の国道11号交差点～東かがわ市の国道11号交差点)
⇒ 第1次啓開ルートとして設定
- 各市町中心部(役場)と災害拠点病院を結ぶ路線の追加
 - ・ 多度津町役場～国道11号までのルート ⇒ 第1次啓開ルートとして設定
 - ・ 観音寺市役所～国道11号までのルート ⇒ 第1次啓開ルートとして設定
 - ・ 土庄町役場～小豆島町役場までのルート ⇒ 第1次啓開ルートとして設定
- 徳島県道路啓開計画と整合を図るため県境までの緊急輸送路を追加
 - ・ 国道193号、318号、438号

2.2. 啓開ルート

凡例

拠点重要度

- 第1次拠点
- 第2次拠点

啓開ルート

- 第1次啓開ルート(2車線以下)
- 第1次啓開ルート(4車線以上)
- 第2次啓開ルート(2車線以下)
- 第2次啓開ルート(4車線以上)

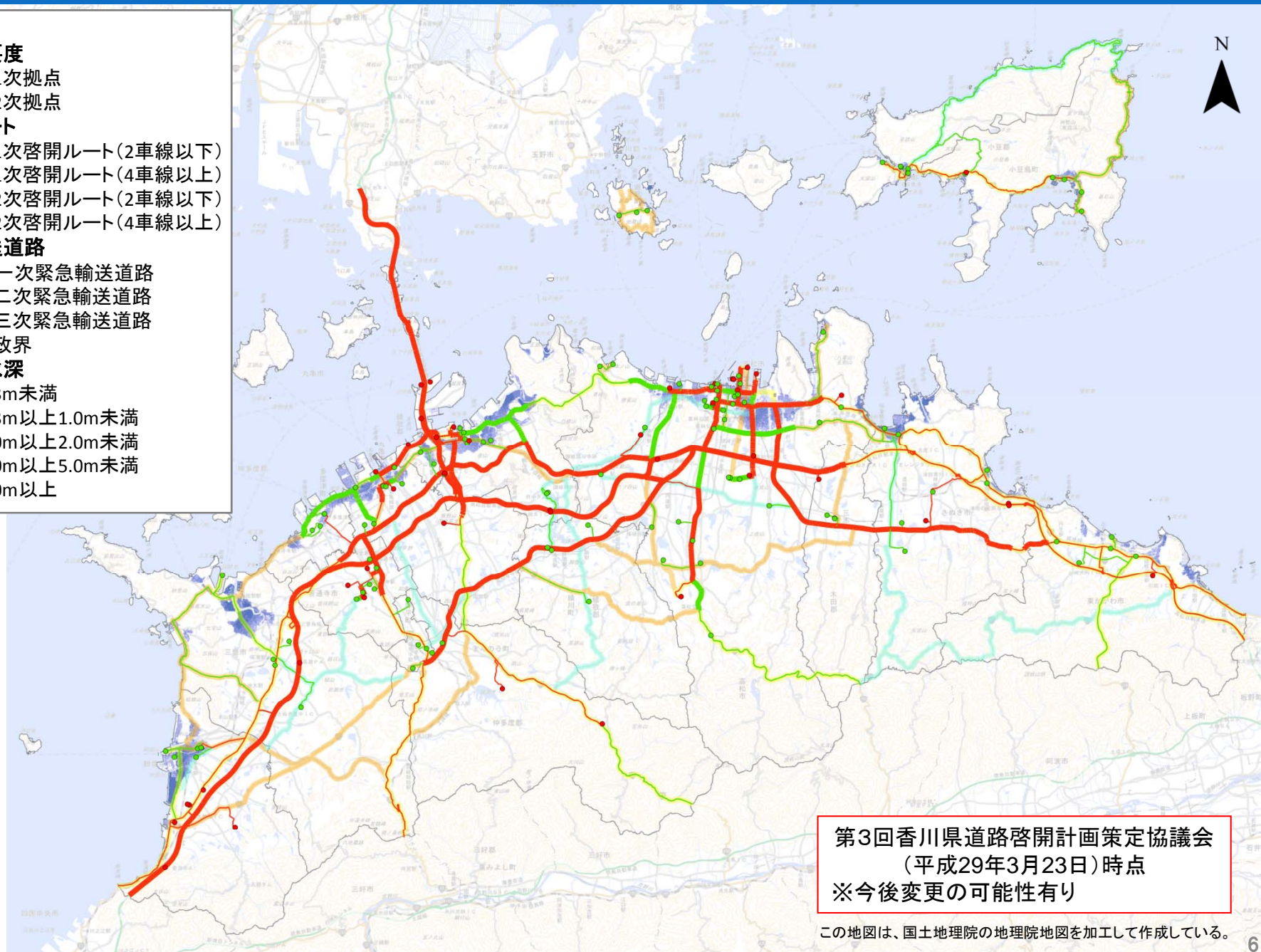
緊急輸送道路

- 第一次緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路
- 第三次緊急輸送道路

行政界

津波浸水深

- 0.3m未満
- 0.3m以上1.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 2.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上



3. 道路啓開の実施方法と手続きについて

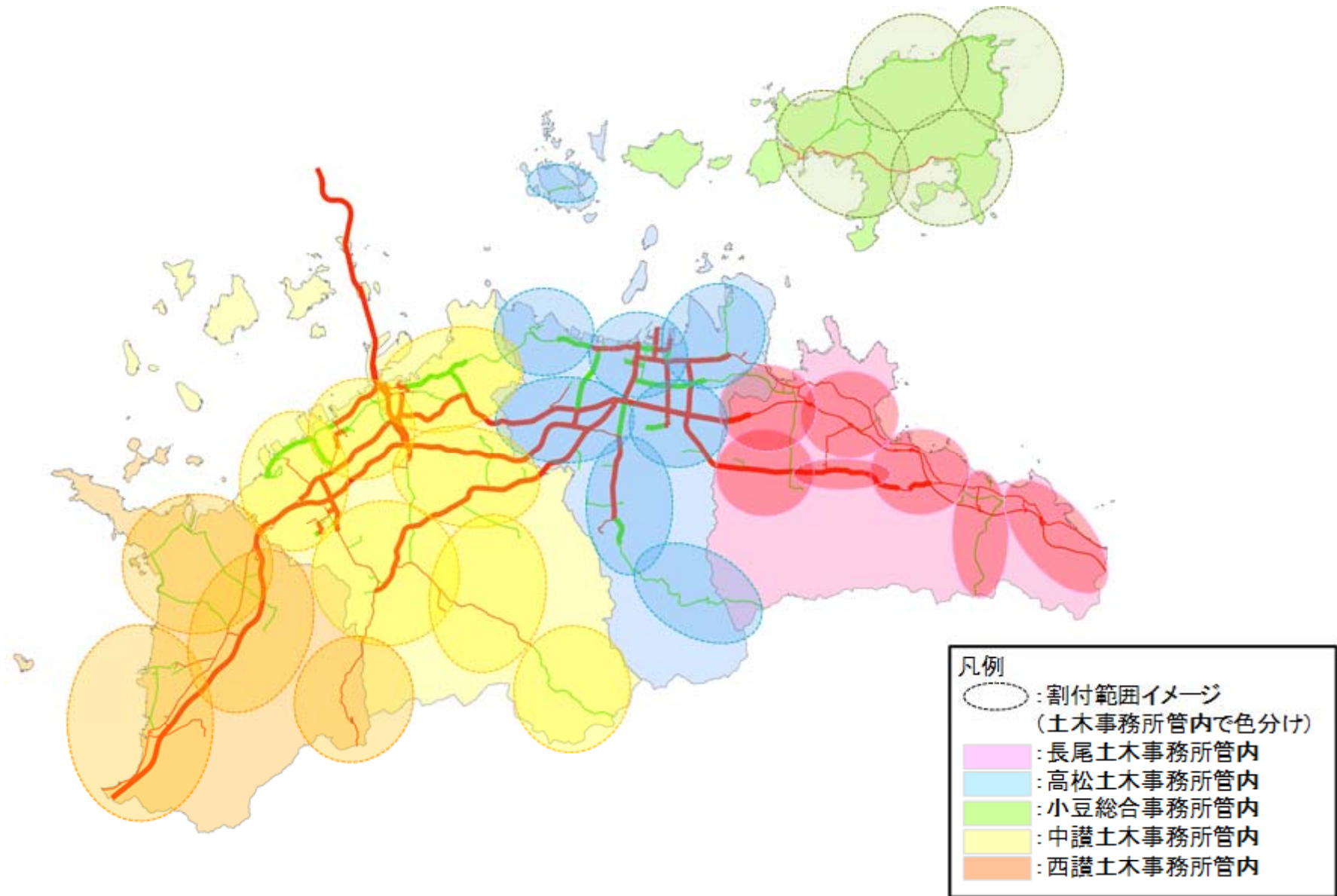
3.1. 啓開実施者の割付 - 割付の考え方

災害時の迅速かつ効率的な道路啓開実施のため、2.1で設定した啓開ルートに対し、事前に道路啓開実施者の担当区間の割り付けを行う。

<割付の考え方>

- 県内のエリアを土木事務所等エリアおよび現行の点検・巡視エリアを基として複数エリアに分割する。
- 分割したエリアに対し、啓開実施者の事務所所在地や保有資機材数・保管位置等を踏まえ、割付を行う。
- 割付事業者が被災等で活動できない場合等も考慮し、割付範囲に対して複数事業者を配置する。なお、浸水想定区域に事業所が位置する事業者については、割付から除外して整理する。
- 香川県内は香川県内事業者で啓開作業を完結することを基本とする。
- 啓開エリアは、事業者のキャパシティに応じて平準化するよう調整を図る。なお、事業者保有資機材のうち啓開に利用可能な資機材量には一定の低減率を考慮する。

3.1. 啓開実施者の割付 - 割付範囲イメージ

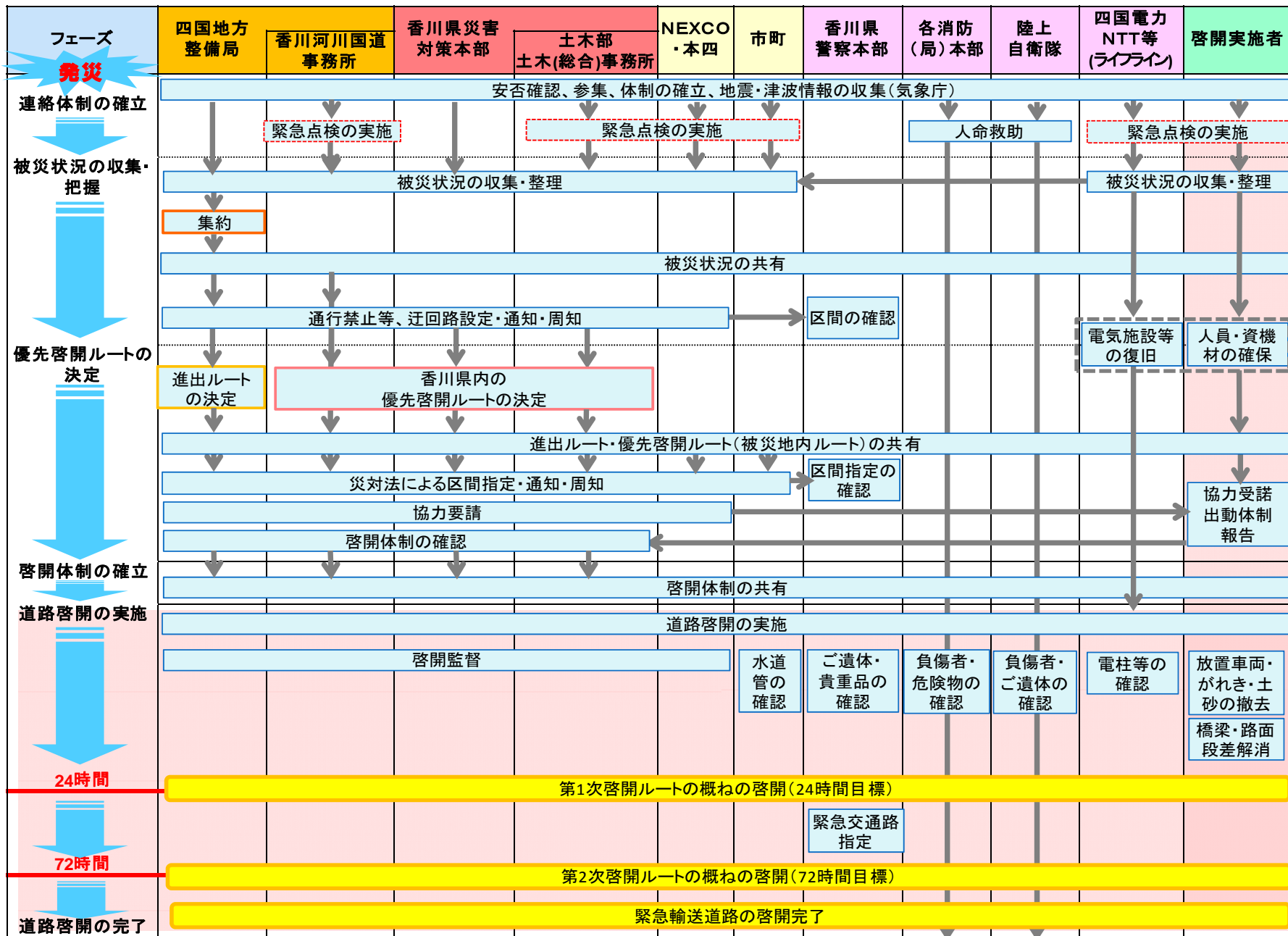


3.2. タイムラインの設定 - 作成方針

- 道路啓開において、関係機関の啓開行動や連絡・調整を行ううえで基準となるタイムラインを設定する。
- なお、道路啓開に当たっては、タイムラインを基本としつつも、実際の被災の状況に応じ臨機の対応を行うものとする。また、今後の訓練等を通じて改善を図るものとする。

- 次の事例や既往計画を基に時系列ごとの活動内容を整理し目標時間を設定
 - 南海トラフを震源とする巨大地震に対応した四国地方整備局業務継続計画(BCP)【H28.9】
 - 南海トラフを震源とする巨大地震に対応した香川河川国道事務所業務継続計画(BCP)【H28.10】
 - 香川県庁業務継続計画(震災対策編)【H28.12】
 - 香川県地域防災計画【H29.2】
 - 東日本大震災の事例
- 各対応を開始する目標時間は地震発生後を基準とし、ここでは、平時の日中に地震が発生した場合とした。
＜目標時間を設定する道路啓開の一連の対応項目＞
 - ◆連絡体制の確立 ◆被災状況の収集・把握 ◆優先啓開ルートの設定
 - ◆啓開体制の確立 ◆道路啓開の実施 ◆道路啓開の完了
- 関連計画(「内閣府の具体計画」及び「四国広域道路啓開計画」との整合を図り、関連計画で定められているタイムラインを踏まえ設定する。
- 追加すべき項目等がある場合、関係者間で協議し、意見を反映させる。







3.2. タイムラインの設定



3.3. 道路被災状況の収集手段

道路管理者及び道路管理者が災害時の協定を締結している団体等は、あらかじめ準備した収集手段を用いて巡視点検を行い、道路被害状況について情報収集を行う。

被災状況の収集手段には、以下のものが挙げられる。

情報収集手段	網羅性	収集可能条件
道路パトロールカー 	<ul style="list-style-type: none"> ○機動性に優れ、広範囲に点検が可能である ▲道路が一定程度閉塞している箇所や段差が大きい場合、調査が困難である ▲津波警報発表中には浸水想定区域を調査できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○時速30km程度 ▲燃料必要(多) ○近距離の写真撮影や被災規模判断が可能である
防災二輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ○比較的広範囲に点検が可能である ○一定程度の閉塞や段差等があっても比較的、調査は可能である ▲津波警報発表中には浸水想定区域を調査できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○時速30km程度 ▲燃料必要(少) ○近距離の写真撮影や被災規模判断が可能である
自転車 	<ul style="list-style-type: none"> ▲長距離の点検が難しい ○一定程度の閉塞や段差等があっても、調査は可能である ▲津波警報発表中には浸水想定区域を調査できない 	<ul style="list-style-type: none"> ▲時速15km程度 ○燃料不要 ○近距離の写真撮影や被災規模判断が可能である
CCTV 	<ul style="list-style-type: none"> ▲局所的な被害及び概要しかわからない ○迅速に情報収集が可能 ○津波警報発表中にも調査可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▲観測位置は固定 ▲停電時は非常用電源 ▲近距離の写真撮影や被災規模判断が難しい
ヘリコプター 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報を広範囲に収集可能 ○迅速に情報収集が可能 ○津波警報発表中にも調査可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○時速180km/h程度 ▲燃料必要(多) ▲近距離の写真撮影や被災規模判断が難しい
UAV (ドローン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報を広範囲に収集可能 ○迅速に情報収集が可能 ○津波警報発表中にも調査可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▲免許が必要 ▲稼働時に手続きが必要
リエゾン、各種情報媒体、地域住民など	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報を広範囲に収集可能 ▲情報の信憑性に欠けるケースもある 	<ul style="list-style-type: none"> ▲受入れ準備や環境の構築 ▲被災規模判断が難しい

3.4. 把握すべき情報・収集すべき情報項目

道路啓開において把握すべき情報は、「道路の通行可否」、「道路の被災の概要」であり、収集すべき情報項目は、「総点検実施要領(案)(H25.2)国土交通省道路局)」や「道路施設点検記録表(香川県)」を参考とする。

- 特に、通行可能な道路の情報が重要であることに留意する。
- 円滑に情報収集を行うため、「四国地方整備局道路巡回実施要領」の「異常時巡回」や香川県の「道路施設点検記録表」を参考に、原則としてパトロール車内からの目視により行うものとし、必要がある場合は、徒歩等により行うものとする。

表 道路施設の点検項目一覧表(例)

分類	点検項目	
道路本体	車道部	・路面の段差、陥没等 ・浸水の有無
	法面	・自然法面の崩壊等 ・盛土法面の崩壊等
	橋梁部	・鋼部材の亀裂、破断、変形等 ・コンクリート部材のひび割れ、PC定着部の異常等 ・路面の凸凹、段差、ジョイント部の異常等
	トンネル部	・路面の段差、陥没、ひび割れ、段差等 ・コンクリート部のはく離、はく落等 ・天井版の破損等 ・照明、標識、ジェットファン等の脱落等
	道路付属物	・道路標識、照明施設、道路情報提供装置の脱落等 ・支柱の倒壊、傾き等
沿道施設	・沿道家屋やビルの倒壊、瓦礫の散乱状況 ・沿道火災の状況	
路上車両	・立ち往生車両や放置車両の台数、破損状況、移動の可否	
その他	・電柱の倒壊 ・水道管破裂等による浸水、ガス漏れによる規制等	

※出典:「総点検実施要領(案)(H25.2)国土交通省道路局」等を参考に、四国地方整備局作成

表 香川県道路施設点検記録表(異常時) 点検項目抜粋

対象物	点検項目	
道路	縁端部の破損	
	沈下、平坦性	
	ひび割れ	
	構造物の取付付近の段差等	
	注入目地財	
	崩土、その他障害物	
	路 肩	沈下、クラック アスカープの破損 塵芥、その他障害物
	法 擁 壁 等	クラック、崩壊等
		落石等
		法面保護工、排水工
落石防護工		
防護工内の崩落土石		
目地割れ、はらみ出し骨動等		
地すべり抑止工		
地すべり抑制工		
擁壁水抜等の排水、漏水		
排 水		側溝、暗渠等の破損
	汚泥、土砂の堆積	
	湛水、えつ水	
橋 歩 道 橋	橋面舗装、高欄	
	橋台背面沈下	
	床板等	
	支障部、伸縮装置	
	主桁、主構	
	橋台、橋脚の破損、先掘	
	ト ン ネル	内部壁面のクラック・剥離等 漏水 側溝等 路面のクラック・盤ぶくれ等 坑門工 照明器具 喚起設備 非常設備 付属設備
歩 道 自 転 車 歩 行 者 道	路面	
	境界ブロック	
	排水工等 路上障害物	
道路付属施設	立体横断箇所、地下横断歩道 排水ポンプ等 駐輪場の上屋	

3.5. 関係機関の連絡体制(被災情報の一元化と共有(集約・共有))

- 道路の被災情報を迅速かつ効率的に収集、共有するため、被災情報の窓口や連絡方法等、関係機関との連絡体制を整理する。
- 関係機関及び道路利用者からの情報提供や問合せなど含め、関係機関ごとに連絡窓口を一元化し、作業の効率化、円滑化を図る。

【集約】

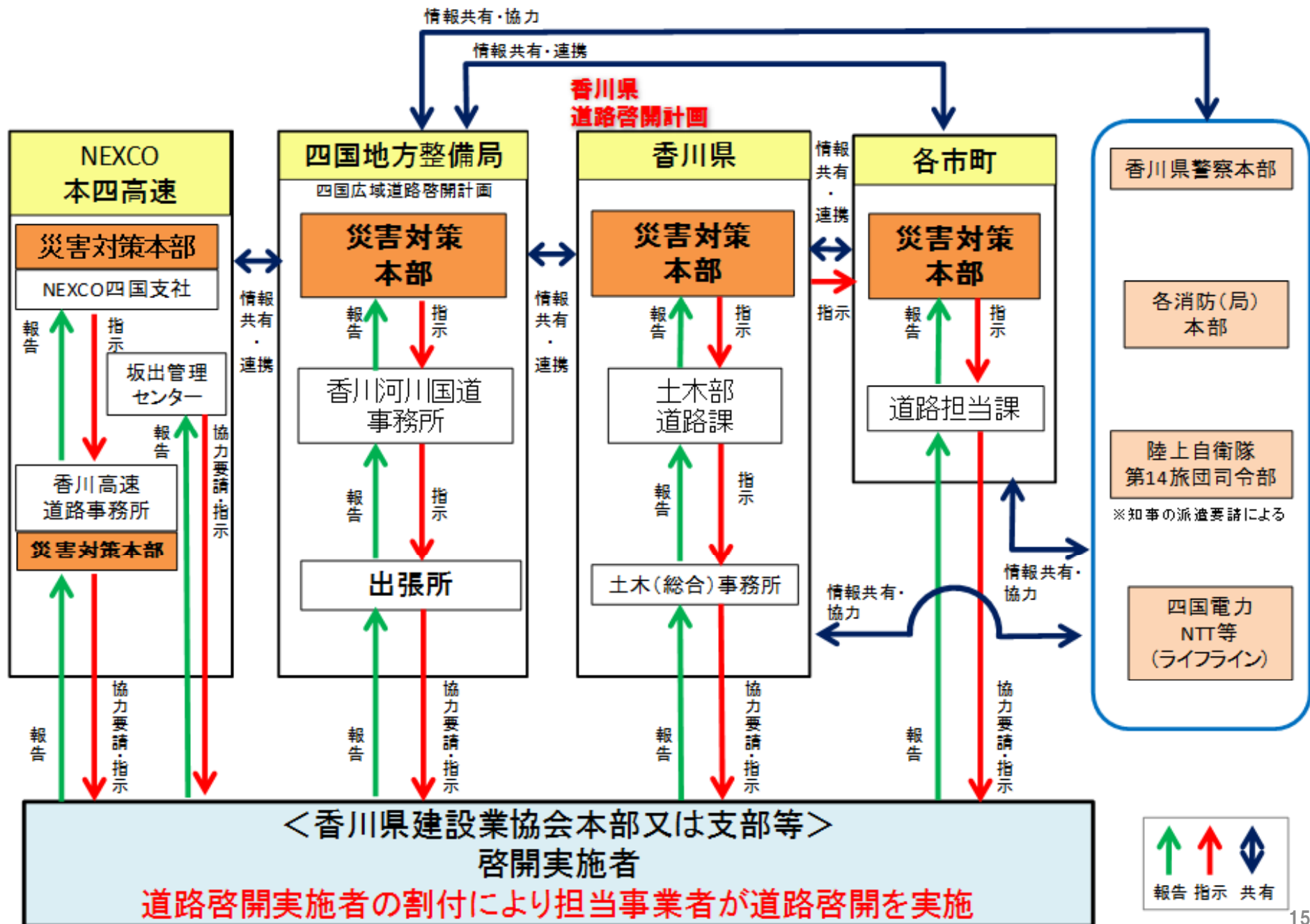
- ・道路の被災情報は、各道路管理者を經由して、それぞれの災害対策本部に報告するとともに、四国地方整備局に報告し、四国地方整備局で被災情報を集約する。
- ・「道路の通行可否」「道路の被災の概要」の報告には、被災状況や道路啓開の進捗状況が把握できるよう、可能な限り統一様式を用いる。
⇒今後、「四国広域道路啓開計画」と整合を図り、報告方法を標準化する。

【共有】

- ・四国地方整備局が集約した情報を、香川県災害対策本部及び各関係機関へ共有する。

なお、道路管理者等の情報共有においては、連絡表(メーリングリスト)を作成し手順書に整理する。

3.5. 関係機関の連絡体制 —関係機関の連絡体制フロー—



3.6. 優先啓開ルート決定

第1次、第2次啓開ルートの被災状況の収集・整理を行った結果、被害状況により啓開に時間を要する箇所がある場合など、必要に応じ迂回ルートを適切にすることにより、優先啓開ルートを決

定する。

3.7. 道路利用者への情報提供

道路管理者は、円滑な道路啓開実施のため、道路利用者、報道機関等へ事前広報及び発災後の情報提供を行う。

【事前広報】

平時より道路利用者に対して想定される被害状況や避難方法、「緊急輸送ルート」及び「進出ルート」などの広報啓発を行い、道路啓開への理解を求めていくこととする。

表 事前広報 実施方法例

1	アナウンスによる災害時の停車・避難方法、災害時の交通規制
2	インターネットによる広報啓発
3	ポスター掲示による広報啓発（英語による広報啓発も視野に入れる）
4	標識等による地盤高などに関する情報提供



出典：四国地方整備局資料

図 表示板イメージ

【発災後の情報提供】

道路利用者及び報道機関へ道路の通行可否、被災道路の概要、道路啓開の進捗状況等の情報提供を適切に実施する。

表 発災後の情報提供 実施方法例

1	道路情報
2	立て看板
3	インターネット(道路管理者等のHP)
4	防災無線
5	エリアメール・メールマガジン
6	TV・ラジオ・新聞等のマスメディア
7	記者会見



(四国地方整備局資料、災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き)

図 立て看板による情報提供例

3.8. 道路啓開時の実施事項及び役割分担

道路啓開を行う上での大前提として、人命救助を最優先に行い、その後、障害物の撤去、段差補修の順に啓開作業を進める。

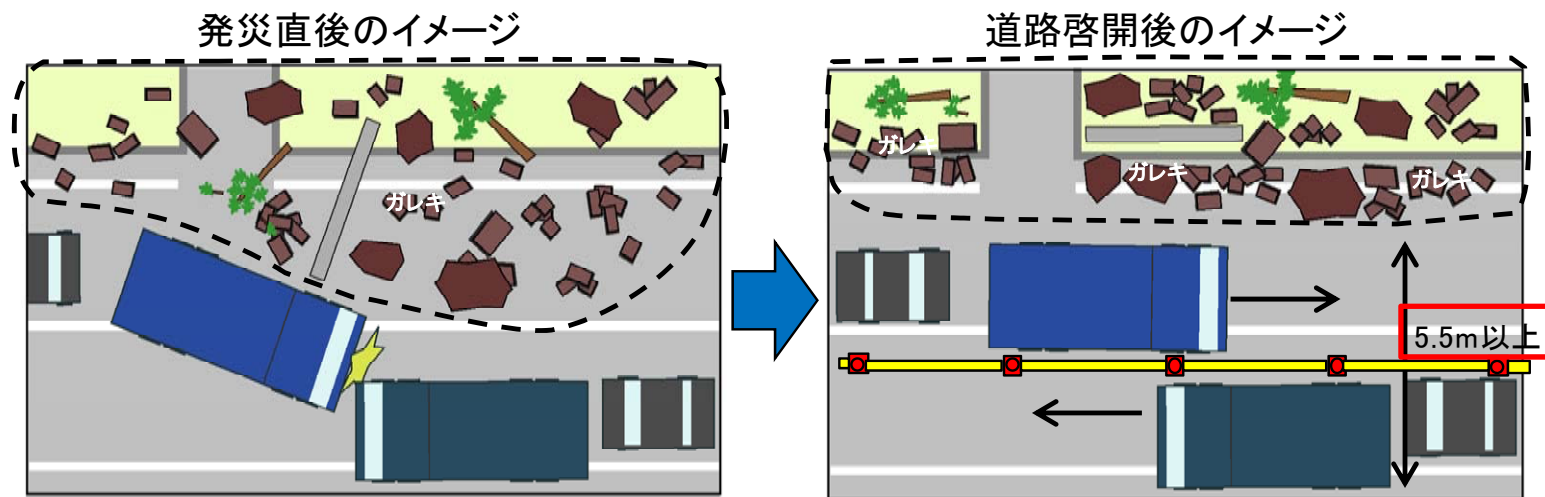
表 道路啓開の実施事項と役割分担

実施事項	対象	実施内容	担当機関
負傷者・ご遺体の確認	負傷者	啓開においては、救助活動を最優先する。 発見時は啓開作業を中断して消防に連絡し、救出救助・搬送協力を要請する。	消防 もしくは自衛隊
	ご遺体	発見時は啓開作業を中断して警察に連絡し、検視及び搬送協力を要請する。	警察 もしくは自衛隊
障害物の撤去	放置車両	災害対策基本法76条の6に基づき、道路管理者が区間を指定して、車両の移動命令、撤去を行う。	道路管理者が作業協力を依頼した道路啓開実施者
	電柱	電柱管理者(四国電力及びNTT西日本)に電柱番号を連絡し、通電の有無、移動の可否について確認し、撤去を依頼する。	電気事業者・電気通信事業者
	がれき・土砂	バックホウ等の重機で撤去する。	道路管理者・道路啓開実施者
	貴重品	貴金属その他有価物や位牌、アルバム等は市町、警察等に立ち会いを求め、できる限り回収に努める。	警察
	危険物	啓開作業時に異臭(刺激臭、芳香臭等)を感じた場合には作業を中断する。 危険物を発見した際には、道路啓開作業を中断し、隔離距離をとる。消防機関等に連絡し、保安及び除去に関する協力要請を行う。	消防
	地下埋設物	埋設物のガス管や水道管が視認できるあるいは水漏れやガス臭がする場合、作業を中止し、通行止め等の処置、水道部門、四国ガスへの通報を行う。	各市町の水道管理者 ガス担当者
道路施設の応急対策	橋梁部段差	土砂、土のう、覆工版等を用いて段差の修正を行う。	道路管理者・道路啓開実施者
	路面段差	土砂、土のう、覆工版等を用いて段差の修正を行う。	道路管理者・道路啓開実施者 ⁸

3.9. 道路啓開の範囲

道路啓開は、緊急通行車両の通行に必要な**最低限の幅員(5.5m)**を確保することを原則とする。

- 道路啓開は、当面、緊急通行車両の通行に必要な最低限の幅員(5.5m)を確保することを原則とする。
- ただし、被災の規模が大きく、幅員5.5mを確保することが困難な場合は、1車線に加え待避所を設けることで対応することとする。
- 啓開作業は、重機を投入し、がれきや倒壊した電柱の除去、放置車両や立ち往生車両等の移動を行う。
- 緊急通行車両の通行に必要な最低限の幅員(5.5m)の啓開完了後、引き続き次の被災エリアに向けて隣接区間の道路啓開を実施する。



* 大型車(2.5m)がすれ違える幅員に余裕幅0.5mを見込んでいる。 $W=2.5m \times 2 + 0.5m = 5.5m$

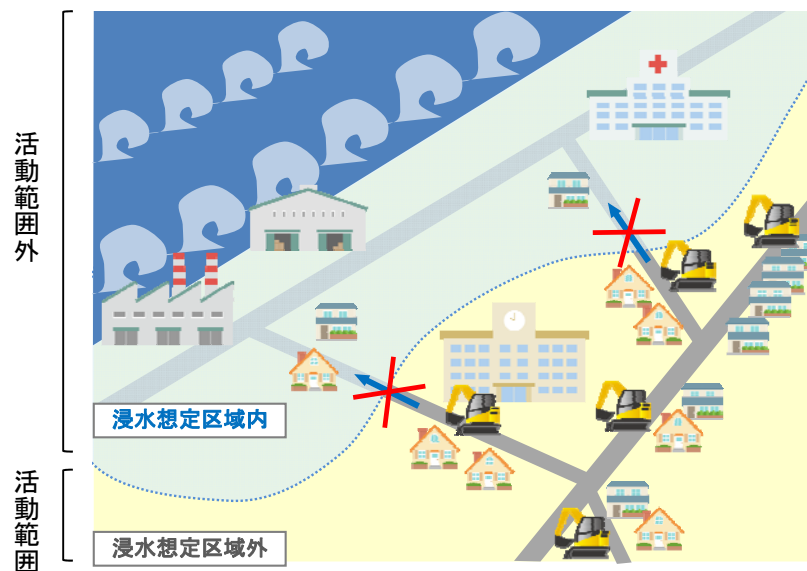
図 道路啓開イメージ

3.10. 大津波警報・津波警報発表時の作業ルール

- 大津波警報・津波警報発表時は、浸水域外から先に啓開を行う。
- 警報解除後、浸水域内の対応を進める。

- 大津波警報・津波警報発表時の作業方針として、作業員の安全面を考慮し、**浸水想定区域外から先に着手し、警報解除の段階で浸水想定区域内の啓開を進める**ことを基本とする。
- 啓開作業時は、余震・警報等の情報を収集しながら、常に避難可能な体制を確保する。また、速やかに避難できる安全な場所、緊急情報を随時入手できる体制を確保しておく。
- 但し、堤防等の崩壊により津波の襲来前に浸水する可能性があることに留意する。

大津波警報・津波警報発表中



警報解除後



図 大津波警報・津波警報発表時の作業イメージ

3.11. 初動対応自動発動のルール

【自動発動の定義】

震度6弱以上の地震が発生し、**連絡手段が途絶**した場合、啓開実施者は自動的に緊急点検を実施するとともに資機材や人員確保等の準備体制に入る。

- 発災時は通信手段が使えなくなり、関係機関との連絡が途絶えてしまう可能性も考えられる。地震発生（**震度6弱以上**）後、連絡手段が途絶した場合には、各機関（特に香川県建設業協会の協会員である啓開実施者）が**自動的に道路啓開のための初動対応（被害情報の収集、簡易な除去、危険個所の表示）を行う。**
- このような自動発動を可能とするためには、関係機関間で**意識付けを徹底**することや、本格的な啓開作業の自動発動にあたっては、建設業協会等との**災害協定の締結・見直しについて検討**していく必要がある。

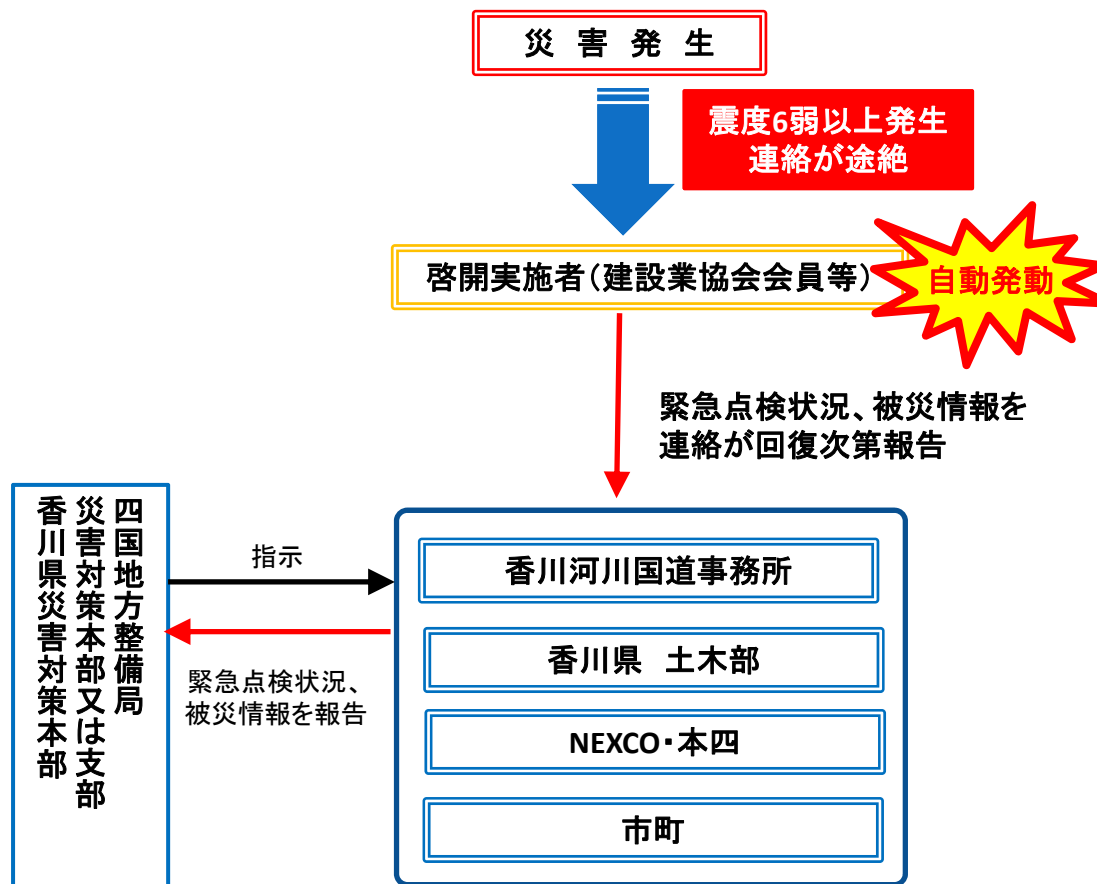


図 初動対応自動発動のフロー

3.12. 協力要請

- 道路管理者は道路啓開作業実施にあたり、香川県建設業協会本部及び支部へ道路啓開作業の協力要請を行い、各事業者はこれを受けて人員確保や資機材の準備等の啓開体制を構築のうえ、道路啓開作業に着手する。
- 但し、震度6弱以上による初動対応において、通信途絶等で上記により難しい場合は、協力要請を受ける前に自動発動を許すものとする。なお、自動発動時においても継続的に本部との連絡を行うよう努めることとする。

3.13. 燃料確保

- 県は、多方面からの燃料供給が可能となるよう、体制の構築を図るとともに、香川県石油商業組合と締結している「災害時における石油燃料類の供給等に関する協定書」等により、**啓開実施者に対して、燃料を優先的に確保することに配慮する。**
- 事業者は、平常時から啓開実施にあたる車両の燃料を満量近く給油する等、**自衛的備蓄を促進するとともに、平常時の取引業者との間で、発災時に優先的に燃料供給が可能となる体制の構築を図る。**

- 香川県と香川県石油商業組合とは、平成22年1月に災害応急対策業務に従事する県有車両等への優先供給の協力等に関して「**災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書**」を締結。
⇒**県有の車両だけでなく、災害応急対策業務に従事する車両を想定しているものであり、道路啓開の実施にあたる車両についても対象。**
- 但し、発災直後には、燃料供給網の寸断により燃料供給量が制限されることが想定され、その場合、人命救助に従事する警察・消防・自衛隊等の車両が最優先となるため、**必ずしも道路啓開実施者が優先されるとは限らない。**
⇒各事業者には**平常時からの自衛的備蓄や供給体制の構築が求められる。**

【東日本大震災の事例】

- 各社に重機の依頼をしても「重機は用意できるが、オペレーターが現場まで行くガソリンがありません」と言われたこともあった。
- 軽油の調達が困難な時期に着工したため、仙建協が石油卸会社と交渉し、系列のGS会社から軽油のタンクローリーを派遣してもらい、災害復旧現場で直接、重機等の車両に給油してもらった。
- 若林区の道路啓開では、2tダンプやワゴン車に携行ポリタンクを積み、ガソリンスタンドと各重機を往復し、燃料補給を専門とする軽油調達班を組織して対応した。



図 燃料補給を専門とする軽油調達班

(出典：社団法人 仙台建設業協会、
3.11東日本大震災 仙台建設業協会激闘の記録)

3.14. 資機材確保

- 災害時に資機材を確保するため、予め資機材の保有者と保有場所を把握する。
 - 保有者と連絡ができるよう、連絡体制を構築する(協力要請等と同様)。
- 保有資機材については、四国地方整備局四国技術事務所で、建設業者、リース業者、運送業者等のデータを整理している。
 - また、道路啓開の効率化を図るため、香川県内における特殊機材(アタッチメント付きバックホウ等)の把握・確保を検討する。
 - 今後、早期に資機材の保有者と保有場所を把握する手段を確立する。
※データベース化や検索機能の付与を検討等

【東日本大震災の事例】

- がれきの移動・撤去・分別には通常のバックホウなどの重機だけでなく、専用のアタッチメントが必要になる。アタッチメントには通常の解体工事や産業廃棄物処理でよく使うアイアンフォークやグラップルなどがある。がれき撤去ではこのアタッチメントを全体で5割以上、宅地がれき撤去では75%使用した。

(出典：社団法人 仙台建設業協会, 3.11東日本大震災 仙台建設業協会激闘の記録)



図 がれきの移動・撤去・分別に使用したアタッチメントとフォーク付きバックホウ

3.15. ご遺体の取り扱い

道路啓開中のご遺体や貴重品の取り扱いについては、道路管理者のみでなく、関係機関(警察・消防等)に連絡を行い、適切に対応する。

- 各道路管理者及び啓開実施者は、道路啓開中にご遺体を発見した場合には、管轄の警察署や警察本部に通報する。
- 警察署等に通報しても、他の人命救助等で臨場できない場合は、警察と協議のうえ、遺体安置所に搬送するなど適切にご遺体を取り扱う。
- 貴重品等を発見した場合は、遺失物法に基づき、速やかに遺失者に返還するか、または警察署長に届け出をする。

3.16. 緊急通行車両又は規制除外車両の届出

啓開実施者は、あらかじめ緊急通行車両又は規制除外車両の事前届出を行う。

- 緊急通行車両とは、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、指定行政機関等が保有し、若しくはこれらとの契約等により指定行政機関等の活動のために使用され、又は災害発生時に他の関係機関から調達する車両を指し、あらかじめ事前届出を行うことにより、大規模災害発生時に速やかに標章等の交付を受け、緊急交通路の通行が可能となる。
 - 規制除外車両とは、災害対策基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両を指し、緊急通行車両と同様の手続きが必要となる。
 - 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両が該当する。
- ※ 具体的には、災害対策基本法に基づき指定公共機関、指定地方公共機関に指定されている事業者、団体等が保有する車両に加え、国、県、指定公共機関等と災害時における各種協定又契約を締結している事業者、団体等が保有する車両が緊急通行車両の対象となる。

別記様式第1 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書		別記様式第1 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証	
香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 香川県公安委員会	
番号標に表示されている番号		(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署又は警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者 住所 () 局 番 氏 名			
出 発 地		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を確認する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。	

図 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済書

別記様式第1 災害 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出書		別記様式第1 災害 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出済証	
香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 香川県公安委員会	
番号標に表示されている番号		(注)1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署又は警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者 住所 () 局 番 氏 名			
出 発 地		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を確認する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。	

図 規制除外車両等事前届出書・規制除外車両等事前届出済証

3.17. 車両移動の身分証明書の発行

放置車両の撤去に備え、啓開実施者に対し車両移動の身分証明書の発行を検討する。

災害対策基本法の第76条の6に基づき、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていることを明示する書面(身分証明書)を手交しておくことが望ましい。

発行番号:第〇号

身分証明書

会社名:〇〇〇〇株

住所:〇〇〇〇

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間:〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月〇日

発行日:〇〇年〇月〇日

発行者:国土交通省 〇〇地方整備局長 印

出典:災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き

図 身分証明書(事例)

発行番号:第〇号

身分証明書

会社名:〇〇〇〇株

住所:香川県〇〇×× 1-2-3

上記の者は、「大規模災害発生時における支援活動に関する協定書」に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間:〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月〇日

発行日:〇〇年〇月〇日

発行者:国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 印

発行番号:第〇号

身分証明書

会社名:〇〇〇〇株

住所:香川県〇〇×× 1-2-3

上記の者は、「大規模災害発生時における支援活動に関する協定書」に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間:〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月〇日

発行日:〇〇年〇月〇日

発行者:香川県 土木部 土木部長 印

図 身分証明書(案) 左:国 右:香川県

3.18. 災害対策基本法に基づく区間指定

各道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、「区間の指定」を行う。

- 災害対策基本法の第76条の6に基づく災害時における車両の移動等について、収集された被災状況を踏まえ、道路啓開の必要性を判断した後、道路啓開実施のために道路区間の指定を行い、その旨を周知することが必要である。
- 区間の指定に当たっては、同法施行令第33条の3の規定に基づき、あらかじめ若しくは事後において速やかに当該地域を管轄する県公安委員会に、道路の区間及びその理由を通知しなければならない。
- その後、当該指定をした道路の区間について、同法同条の規定に基づき、当該指定道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間について周知を行う。

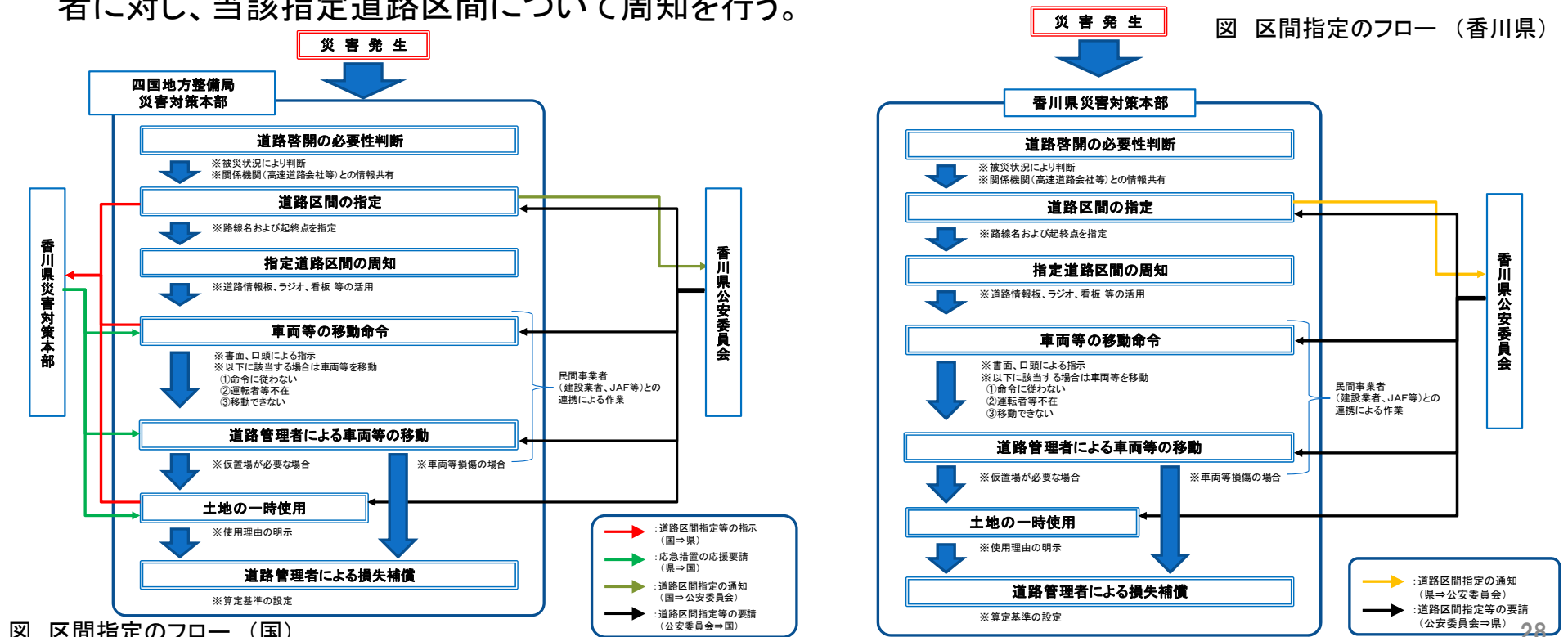


図 区間指定のフロー (国)

3.19. 公安委員会の緊急交通路の指定

公安委員会は、被災状況や道路啓開等を踏まえ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止又は制限する「緊急交通路」を指定する。

- 公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両（緊急自動車及び災害応急対策を実施するための車両）の通行を確保する必要がある場合は、道路啓開ルートとなる高速道路等を緊急交通路に指定する。
- 公安委員会は緊急交通路として当該道路の区域又は区間を指定した場合、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するための交通規制を行う。

4. 「香川県道路啓開計画(案)」について

4. 「香川県道路啓開計画(案)」および概要版

香川県道路啓開計画 (案)

平成 29 年 3 月

香川県道路啓開計画策定協議会

表 香川県道路啓開計画(案) 目次構成

章	内容
第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1. 計画の背景 1. 2. 計画の目的 1. 3. 計画の位置づけ 1. 4. 計画の構成
第2章 計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> 2. 1. 香川県で想定される地震・津波被害 2. 2. 対象災害 2. 3. 道路啓開の目標
第3章 道路啓開体制の設定	<ul style="list-style-type: none"> 3. 1. 啓開ルートの設定 <ul style="list-style-type: none"> 3. 1. 1. 対象道路と優先順位の基本方針 3. 1. 2. 拠点の設定と優先度の設定 3. 1. 3. 啓開ルートの設定 3. 2. 道路の被害想定 <ul style="list-style-type: none"> 3. 2. 1. 被害想定項目 3. 2. 2. 被害想定 3. 2. 3. 啓開ルート上の被害想定箇所 3. 3. 啓開実施者の割付 3. 4. タイムラインの設定 3. 5. 被災情報の収集と道路啓開状況の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 3. 5. 1. 道路被災状況の収集手段 3. 5. 2. 把握すべき情報・収集すべき情報項目 3. 5. 3. 関係機関の連絡体制 (道路の被災情報の一元化と共有(集約・共有)) 3. 5. 4. 優先啓開ルートの設定 3. 5. 5. 道路利用者への情報提供
第4章 道路啓開の実施	<ul style="list-style-type: none"> 4. 1. 道路啓開実施方針 <ul style="list-style-type: none"> 4. 1. 1. 道路啓開時の実施事項及び役割分担 4. 1. 2. 道路啓開の範囲 4. 1. 3. 大津波警報・津波警報発表時の作業ルール 4. 1. 4. 初動対応自動発動のルール 4. 1. 5. 協力要請 4. 1. 6. 燃料確保 4. 1. 7. 資機材確保 4. 1. 8. ご遺体の取り扱い 4. 2. 道路啓開実施における各種手続き <ul style="list-style-type: none"> 4. 2. 1. 緊急通行車両又は規制除外車両の届出 4. 2. 2. 車両移動の身分証明書の発行 4. 2. 3. 災害対策基本法に基づく区間指定 4. 2. 4. 公安委員会の緊急交通路の指定
第5章 今後の取り組み	

4. 「香川県道路啓開計画(案)」および概要版

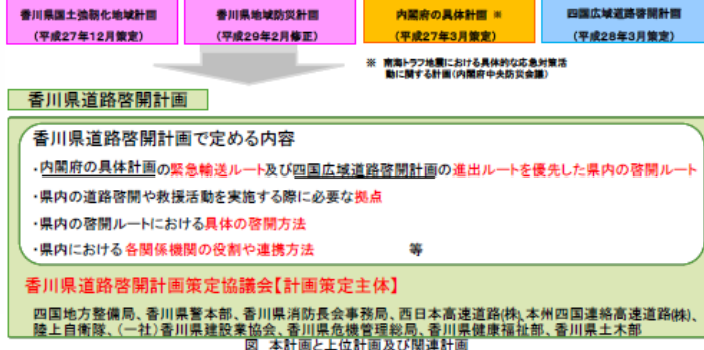
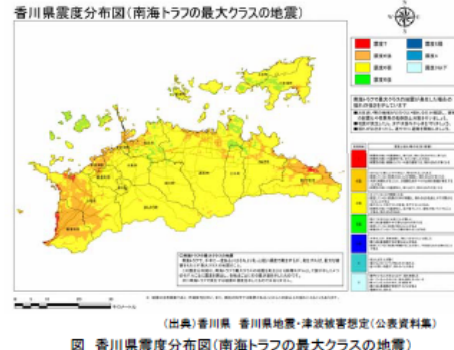
香川県道路啓開計画の概要

平成29年3月 香川県道路啓開計画策定協議会

1. 計画の概要

■計画の背景・目的

- ・南海トラフ地震の発生により、強い揺れや沿岸部の津波により、大きな被害が想定。
- ・東日本大震災における「くしの歯作戦」とよばれた道路啓開が速やかに展開され、緊急輸送体制の早期確立に高い効果。
- ・県内の被災に対する活動のみならず、甚大な被害が予想される太平洋側へのアクセスルート確保が期待。
- ・啓開すべき防災拠点、ルート、被災情報の収集と情報提供の方法、災害時における各機関の連携・体制構築の方法を事前に定め、これを関係機関と共有を図り、迅速かつ効率的な道路啓開を目指す。



～検討経緯～

- 第1回協議会
平成28年 9月14日
『香川県道路啓開計画策定協議会』を設置
- 第2回協議会
平成28年12月20日
- 第3回協議会
平成29年 3月23日

2. 事前の備え

■拠点の設定

「内閣府の具体計画」、「四国広域道路啓開計画」、「香川県地域防災計画」等で定められた拠点を基に、災害対応を行うため早期にアクセスすべき拠点を検討した結果、155の施設を選定し、救命活動や広域輸送活動の観点などから第1次と第2次拠点として設定。

■啓開ルートの設定

拠点を結ぶ路線を啓開ルートとし、連絡する拠点の重要度等に応じて緊急輸送道路を中心に、第1次及び第2次啓開ルートを設定。



拠点	考え方	代表的な拠点
第1次拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・「内閣府の具体計画」に定める拠点 ・「四国広域道路啓開計画」に定める出発拠点 ・災害拠点病院 ・一次(広域)物資拠点支援施設等 	高松空港、サンメッセ香川等 国営讃岐まんのう公園等 県立中央病院、香川労災病院等 民間企業の物流施設
第2次拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・「香川県緊急輸送道路ネットワーク計画」のうち重要な拠点 ・二次(地域)物資拠点 	警察署、消防署、役所、浄水場等 体育館等市町が指定した施設
啓開ルート	考え方	啓開目標
第1次啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・「内閣府の具体計画」の緊急輸送ルート及び拠点までのルート、 ・「四国広域道路啓開計画」の進出ルート(代替ルート含む)及び拠点までの啓開ルート ・上記のリダンダンシーを確保するルート(国道11号ほか) 	概ね24時間以内に啓開
第2次啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次拠点までの啓開ルート ・第1次及び第2次啓開ルートの代替ルート 	概ね72時間以内に啓開

■想定される被害

- 南海トラフ地震(最大クラス)が発生した場合に道路で発生する被害として以下を想定。
- ①津波浸水被害
 - ②橋梁被害
 - ③落石や自然法面の崩壊
 - ④盛土法面の崩壊
 - ⑤沿道施設の崩壊
 - ⑥立ち往生車両と放置車両

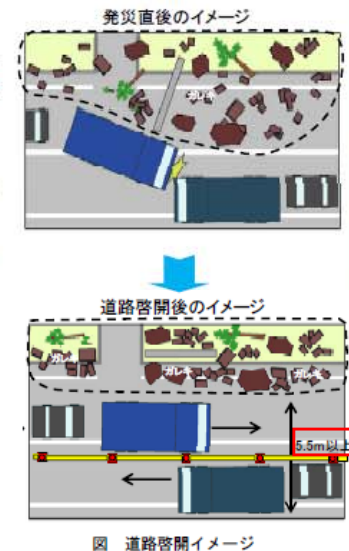
3. 発災後の対応

■道路啓開の実施方法

- ①被災状況の収集・共有
 - ・道路管理者及び道路啓開実施者は、職員等の安否確認後、直ちに初動体制を立ち上げ、速やかに被害状況を把握。
 - ・被災状況を各災害対策本部に情報集約。
- ②優先啓開ルートの決定
 - ・被害状況により啓開に時間を要する箇所がある場合など、必要に応じて迂回ルートを適切に設定。
- ③啓開の実施
 - ・各道路管理者は、ルートの優先度に応じて啓開を実施。
 - ・各道路管理者は、災害対策法第76条の6の規定に基づく区間を指定。なお必要に応じて警察による交通規制を実施。
 - ・当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(W=5.5m)を確保。困難な場合は、1車線に追加待避所を設けることで対応。

■関係機関と連携

- ・迅速な道路啓開に当たり、道路管理者が適切な役割分担のもと、関係機関と情報共有。



4. 今後の取り組み

- 計画の一層の実効性を高めていくため、引き続き関係機関の連携・協力体制の構築。
- より詳細な啓開実施方法等を示す「道路啓開手順書」の作成を検討。
- 道路管理者や啓開実施者らで共有する「道路啓開実施者の割付図」の整備。
- 必要に応じて関係機関・団体との協定の締結や見直しを検討。
- 訓練等を通じて、発災直後の被災状況把握から情報伝達・共有、啓開の実施に至るまでの各プロセスにおける課題を把握し、本計画をスパイラルアップ。

